

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社高知銀行		コード	8416
提出日	2024/5/27	異動(予定)日	2024/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	永房 展子 (北川 展子)	社外取締役	○														○		有
2	井奥 和男	社外取締役	○														○		有
3	近谷 逸郎	社外取締役	○														○		有
4	山田 浩	社外監査役	○														○		有
5	梅田 昭彦	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	永房展子氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と知見ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当行の取締役会では、独立した立場から積極的に関与し、社外取締役として業務全般にわたって適切に助言および提言等を行っております。また、女性ならではの視点を経営に活かしており、今後も当行が進めて行く女性の活躍をはじめとする当行の多様性確保等に対して期待できるものです。これらのことを踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。
2	井奥和男氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。また、同氏は社会福祉法人高知県社会福祉協議会の会長であり、同社会福祉法人との間には通常の預金取引があります。同氏の出身元である高知県とは、預金・貸出金の取引があります。いずれの取引も規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、高知県の行政分野における長年の豊富な経験があり、また、現在社会福祉法人高知県社会福祉協議会会長の要職にあるなど幅広い見識を備えており、当行の取締役会では、社外取締役として業務全般にわたって適切に助言および提言等を行っております。これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。
3	近谷逸郎氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、銀行員等の豊富な経験に加え、弁護士としての知見および経験を有しており、当該知見を活かし専門的な観点から踏まえた助言および提言が期待できるものです。これらの要素を踏まえたうえで、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。
4	山田浩氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる財務および金融行政における豊富な経験と知見を有していることから、客観的かつ公正性をもって社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役に選任しております。
5	梅田昭彦氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験と知見に加え、医療経営コンサルタントとしての従事経験やIT関連の知見も有していることから、客観的かつ公正性をもって社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役に選任しております。

4. 補足説明

永房展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を変更しましたが、弁護士業務を北川展子(旧氏名)で行っております。
【当行の独立性判断基準】 当行における独立役員の判断基準は、現在及び最近(注1)において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。 ①当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者 ②当行を主要な取引先(注2)とする者、またはその者が法人等である場合はその業務執行者 ③当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者 ④当行から役員報酬以外に多額(注3)の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等 ⑤当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等 ⑥当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合はその業務執行者 ⑦当行の主要株主(注4)、またはその者が法人等である場合はその業務執行者 ⑧次に掲げる者の二親等以内の近親者 ア、上記①～⑦に該当する者 イ、当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等 (注1)最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。 (注2)主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高(当行の場合は連結経常収益)の2%以上 (注3)多額とは、過去3年間平均で年間1,000万円以上 (注4)主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。